

生乳取引の実態に関する事例について

1. 概要

酪農関係者に対するヒアリング結果の概要は以下のとおり。

2. ヒアリング結果

○ 事例1（ヒアリング先：乳業メーカー）

(1) 概要

現在は、指定生乳生産者団体（系統）以外の事業者から生乳を調達していないが今後検討する。

(2) 当事者の説明

現在、指定生乳生産者団体からしか購入していないが、環境が変わったという認識は十分にある。「いいとこどり」の防止策も講じられてきており、基本的には生産者が自由に販売先を見つけるのはいいことだと思っている。生産者の努力が直接反映できることが重要で、そのことが牛乳・乳製品市場の活発化にもつながるものと考えている。

○ 事例2（ヒアリング先：乳業メーカー）

(1) 概要

指定生乳生産者団体以外の事業者との取引については有無を含めてコメントできない。

(2) 当事者の説明

指定生乳生産者団体以外の第1号対象事業者や酪農家等と取引しているかどうかは答えられない。いろいろなところといろいろな取引をしている。生乳取引については、指定団体以外との取引の有無を含め、各社の企業戦略であること、更には取引相手先との契約に関する対応であるため、お答えは差し控えさせていただきます。

○ 事例3（ヒアリング先：東海牛乳株式会社）

(1) 概要

系統外の生乳を取り扱う乳業メーカーが、生乳の牛乳への加工を他の乳業メーカーへ委託しようとしたところ、過去に、系統外から生乳を調達した乳業メーカ

一が指定生乳生産者団体から需要期の配乳量を減らされた事例を理由に取引を断られた事例。

(2) 当事者の説明

当社の飲用乳の製造能力も限界に近いが、取引先から示される販売方針（発注計画）が製造能力を上回るので、外部委託（委託製造）を20社以上の製造メーカーへお願いしたが、全ての業者から、うちはインサイダーの牛乳しかやらないと断られた。指定生乳生産者団体ではないMMJはもともとアウトサイダーだと言われた。

○ 事例4（ヒアリング先：東海牛乳株式会社）

(1) 概要

系統外の生乳を取り扱う乳業メーカーが余乳対策として、生乳の乳製品への加工を他社の加工工場へ委託しようとしたところ、指定生乳生産者団体から自社への配乳が減らされる恐れがあることを理由に取引を断られた事例。

(2) 当事者の説明

冬場、残乳が出たとき、加工用設備を持つ業者へ、脱脂粉乳や全脂粉乳に加工できないか商談したが、全ての業者から、インサイダーの牛乳しか駄目と言われた。MMJはインサイダーだと説明しても、県酪連、経済連、全農から圧力がかかるので困ります、今のところは遠慮しますと断られた。全農からの配乳量が減ってしまう可能性があるということだと思う。今後の事業に影響が出かねないと言われた。

○ 事例5（ヒアリング先：酪農家）

(1) 概要

農林水産省の補助金の窓口が農協となっていることが多いために、指定生乳生産者団体（系統）以外の事業者へ生乳を出荷する酪農家においても、農協の利用・加入が実質的な条件となっている事例。

(2) 当事者の説明

補助や支援は農協を窓口になっているケースが多く、農協にお世話になる必要がある。また農協がとりまとめるので、補助によっては農協が取り扱う物品から選択し購買しなくてはならない。単独の農家が農水省からもらえる制度はほとん

どない。本当は直接農家ができるようにしていればいいのだが。例えば、草地更新の補助を受ける場合、農協取り扱いの種子を買わなければならない。

○ 事例6（ヒアリング先：株式会社 MilkNet）

（1） 概要

指定生乳生産者団体が生乳の運搬を行う運送会社に圧力をかけ、系統外の生乳の運送を拒否させる事例。

（2） 当事者の説明

指定生乳生産者団体から運送会社への圧力は過去にはかなりあったようで、指定生乳生産者団体の仕事が絡んでいる運送会社にはどうしても指定生乳生産者団体の仕事があるからと断られてしまうので、指定生乳生産者団体の仕事をしていない運送会社へ運搬を依頼している。

○ 事例7（ヒアリング先：株式会社 MilkNet）

（1） 概要

系統外から生乳を調達する乳業メーカーに対して、指定生乳生産者団体が配乳量を減らすなどの圧力をかけ、調達をやめさせた事例。

（2） 当事者の説明

指定生乳生産者団体がメインの乳業会社であれば、外部から買い付けたりすると、指定生乳生産者団体からの配乳が減らされるということが、今現在もあり、新規の乳業と取引するときはこっそり納品している。ばれると指定生乳生産者団体から乳業メーカーが言われることがある。酷いところでは、実際に配乳を減らされてしまうことがあるので、新規の乳業メーカーと取引するときは慎重に取引する。

○ 事例8（ヒアリング先：チーズ工房）

（1） 概要

チーズ工房が取引量を理由に、飲用向け乳価での生乳購入を強制され、拒否しようとしたところ、生乳を販売しないとされた事例。

(2) 当事者の説明

指定生乳生産者団体に飲用向け乳価ではなく、乳製品向け乳価で売ってほしいとお願いすると、「だったら、貴方には売らないよ」と言われた。生乳取引は自由になったが、直取引をやっている酪農家は少なく、直接買うのは大変。直接取引をするのに酪農家同士でもなかなか集団心理で難しい部分がある。

○ 事例9（ヒアリング先：チーズ工房）

(1) 概要

乳製品製造業に加えて、別の営業許可を得ようとした場合に、許可ごとに区画を分ける必要があり、中小のチーズ工房では、スペースの問題で許可を得ることが困難である事例。

(2) 当事者の説明

チーズ作りの副産物であるホエイの処理が問題となっている。ホエイをパッキングして乳酸菌飲料として販売するためには、乳製品製造業とは別に乳酸菌飲料製造業の営業許可が必要だが、中小のチーズ工房では、スペースも限られ、保健所の指導に応じて、区画や境界を分けることが難しい。